

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
3月16日
(金曜日)

目次

規則	1
山口県国民健康保険事業補助金交付規則を廃止する規則(医務保険課)	1
訓令	1
土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令(農村整備課)	1
告示	1
山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金(財政課)	2
山口県土地利用基本計画の変更の公表(地域政策課)	2
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	3
土地改良事業計画変更の同意(農村整備課)	3
家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)	3
家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課)	3
漁船損害等補償法百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)	5
道路の区域の変更(道路整備課)	6
道路の供用の開始(道路整備課)	6
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(都市計画課)	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	7
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	7
防府駅てんじんくち市街地再開発組合の事業計画の変更認可(住宅課)	8
公告	9
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(四件)(商政課)	9
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	9
土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定(農村整備課)	1
土地改良事業の完了の届出(農村整備課)	1
県営伊上地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	2
基本測量の実施の終了(監理課)	2

選管告示

政治団体の名称等	1
政治団体の異動事項	1
解散等に係る政治団体の名称等	1
資金管理団体の名称等	2
資金管理団体の異動事項	2
政治資金規正法第十九条第三項第一号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等	3
政治資金規正法第十九条第三項第二号の規定の例による届出があつた資金管理団体の名称等	3

山口県国民健康保険事業補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十号

山口県国民健康保険事業補助金交付規則を廃止する規則

山口県国民健康保険事業補助金交付規則(昭和三十八年山口県規則第二十号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の山口県国民健康保険事業補助金交付規則の規定に基づく補助金については、なお従前の例による。

山口県訓令第2号



農林水産部

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令

土地改良区等検査規程（昭和三十九年山口県訓令第七十二号）の一部を次のように改正する。

受訓先を「農林水産部」に改める。

第一条中「第九十五条」を「第九十五条第一項」に改め、「数人共同して」を削り、「行なう者（以下「共同施行者」を「行う法第三条に規定する資格を有する者（以下「土地改良区等」に、「知事が行なう」を「知事が行う」に改める。

第二条中「土地改良区、土地改良区連合又は共同施行者（以下「土地改良区等」という。）を「土地改良区等」に改め、「規約」の下に「、規準」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三条中「吏員たる職員のうちから」を削る。

第八条中「（共同施行者にあつては、その代表者。以下同じ。）」を「、法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う法第三条に規定する資格を有する者」に改める。

別記様式の表中「品番 冊 冊 冊」を「 冊 冊 冊」に改め、同様式の裏中「の略号」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年三月十六日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年四月一日から施行する。



山口県告示第百十六号

山口県補助金等交付規則（平成十八年山口県規則第百三十八号）第二条第一項第三号の規定により、同号に規定する給付金を次のとおり定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 次に掲げる給付金

- (一) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第二項第五号の規定による負担金
- (二) 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条の母子家庭自立支援給付金
- (三) 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金

二 次に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出による給付金

- (一) 広域市町村合併支援特別交付金
- (二) 土地利用規制等対策費交付金
- (三) 社会福祉法人山口県社会福祉事業団運営費交付金
- (四) 電源立地地域対策交付金
- (五) 広報・安全等対策交付金
- (六) 中山間地域等直接支払交付金
- (七) 中山間地域等直接支払推進交付金
- (八) 強い農業づくり交付金
- (九) 元気な地域づくり交付金
- (十) 食の安全・安心確保交付金
- (十一) 森林づくり事業交付金
- (十二) 森林整備地域活動支援交付金
- (十三) 森林整備地域活動支援推進交付金
- (十四) 強い水産業づくり交付金
- (十五) 離島漁業再生支援交付金

山口県告示第百十七号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた山口県土地利用基本計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 計画の変更の内容

- (一) 変更の要旨
山口県土地利用基本計画図のうち、都市地域及び森林地域の一部を変更した。

(二) 変更に係る市町の区域

下関市、宇部市、山口市、岩国市、長門市、柳井市、周南市及び山陽小野田市の区域

(三) 変更の詳細

縦覧に供する変更後の山口県土地利用基本計画図のとおり

二 縦覧の場所

山口県地域振興部地域政策課及び関係市役所

山口県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

市町名

施行地区

事業の種類

同意年月日

山口市

麻生上地区

かんがい排水

平成一九、三、九

〃

阿知須大堤地区

ため池の整備

〃 〃 〃

山口県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

市町名

施行地区

事業の種類

同意年月日

山口市

御馬地区

ほ場の整備

平成一九、三、九

萩市

御蔵廻地区

〃

〃 〃 〃

山口県告示第百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 牛のブルセラ病検査

(一) 目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があるものと認めるもの

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があるものと認めるもの

4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

二 牛の結核病検査

(一) 目的

牛の結核病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があるものと認めるもの

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があるものと認めるもの

4 受精卵の採取の用に供する雌牛

5 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ツベルクリン皮内注射法

三 牛のヨーネ病検査

(一) 目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

3 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

酵素免疫測定法(エライザ法)

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(二) 区域

山口県全域(萩市見島を除く。)

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 月齢又は推定月齢が満二十四月以上で死亡した牛の死体

2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)

2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査

五 馬伝染性貧血検査

(一) 目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

馬の全部(平成十五年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。)

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査

六 豚のオーエスキー病検査

(一) 目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 繁殖の用に供する目的で県外から移入した豚又は県外へ移出しようとする豚

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ラテックス凝集反応法

七 鶏の高病原性鳥インフルエンザ

(一) 目的

鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)

八 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査

(一) 目的

家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査

家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると思われるもの

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

九 腐蛆病検査

(一) 目的

腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 みつばちの全部

2 転飼しようとするみつばち

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

肉眼検査

山口県告示第百二十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関成

一 牛流行熱予防注射及びイバラキ病予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

1 牛流行熱 前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

2 イバラキ病 皮下一回注射

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射

牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜病及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

五 牛の炭疽予防注射

(一) 目的

牛の炭疽の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下一回注射

六 豚の流行性脳炎予防注射

(一) 目的

豚の流行性脳炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

(四) 期日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

越夏豚にあつては皮下一回注射

未越夏豚にあつては皮下二回注射

山口県告示第百二十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

田布施加入区

山口県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年三月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路線名 美東秋芳西寺線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
美祢郡秋芳町大字別府字五反田四三六一地先から同郡同町同大字町ケ坪三五〇八地先まで			最狭 三〇・六 最広 三三・六	六〇九・四	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

いて一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
美東秋芳西道 寺線	美祿郡秋芳町大字別府字五反田四三六一地先から 同郡 同町 同大字字町ヶ坪三五〇八地先まで	平成十九年三月十七日

山口県告示第百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工第三工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工第三工区）
 - (一) 工事場所 宇部市大字小串字沖ノ山から同市大字藤曲字昭和開作までの間
 - (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
PC二径間連続ポストテンション箱桁形式橋りょう	八六・六五メートル	二五・五五メートル (車道二四・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級で

あること。

- (二) 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - (三) 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (四) 平成十九年三月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のものプレストレストコンクリート工事の数値が千百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成十九年三月十六日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年四月十六日までに発送する。
- 四 その他
- この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所（電話〇八三六―二一―三三四五）にすること。

山口県告示第百二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域の名称
重安(2)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
美 祿 市	大 嶺 町 北 分	五ノ重安	九三八の一	一号
"	"	三ノ重安	一一四二の一	二号
"	"	岩 根	一一四一	三号
"	"	"	九一九の一	四号
"	"	"	一一二〇	五号
"	"	"	一一一九	六号
"	"	五ノ重安	一一一八	七号
"	"	"	一一四の六	八号
"	"	"	九二九の五	九号
"	"	"	九三六の三	十号
"	"	岩 根	九二二の一	十一号

山口県告示第百二十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 埋立区域
(一) 位置
熊毛郡平生町大字佐賀字岩田一五五一の一五から同大字字荒木九一〇の三に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から48の地点までを順次結んだ線及び1の地点と48の地点を結ぶ平成五年秋分の満潮位(D.L. + 二・六三メートル)における公有水面と町道佐賀臨港線護岸との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 熊毛郡平生町大字佐賀字峰尾の鳩ヶ峰四等三角点(北緯三三度五四分〇〇・一一秒東経一三二度〇六分二六・三二九秒)から二四六度一九分三四秒二、四七九・八六メートルの地点
- 2の地点 1の地点から二四度二七分二七秒一三七・七六メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一三四度三二分四一秒二・二五メートルの地点
- 4の地点 3の地点から四四度三二分四一秒三・一〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一三四度二四分三七秒六八・五〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から四四度五五分二一秒一・八四メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三一五度〇八分〇四秒一・〇一メートルの地点
- 8の地点 7の地点から四四度二八分五三秒四・三〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一三四度一八分五三秒一・〇〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から四四度二六分三九秒一・七七メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三一五度三分五〇秒一・〇〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から四四度二五分二六秒四・三〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一三四度〇〇分三六秒一・〇〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から四四度二四分四六秒一・七八メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一三四度四分〇八秒一・〇〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から四四度二五分三九秒四・三〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一三三度四一分〇〇秒一・〇〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から四四度二分五二秒一・六八メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三一五度四分三九秒一・〇一メートルの地点
- 20の地点 19の地点から四四度一三分三七秒四・三三メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一三四度一五分二五秒一・〇一メートルの地点
- 22の地点 21の地点から四四度一七分〇二秒一・四九メートルの地点
- 23の地点 22の地点から八九度二分四七秒六・五四メートルの地点
- 24の地点 23の地点から〇度一七分二五秒〇・九九メートルの地点
- 25の地点 24の地点から八九度二六分五五秒四・二九メートルの地点
- 26の地点 25の地点から一七八度四分四五秒一・〇〇メートルの地点
- 27の地点 26の地点から八九度二分〇七秒一・八一メートルの地点
- 28の地点 27の地点から三五八度四分三七秒一・〇〇メートルの地点

- 29の地点 28の地点から八九度三八分四二秒四・三〇メートルの地点
- 30の地点 29の地点から一八〇度〇五分四九秒〇・九九メートルの地点
- 31の地点 30の地点から八九度二六分三五秒一・八二メートルの地点
- 32の地点 31の地点から三五八度三八分二四秒一・〇〇メートルの地点
- 33の地点 32の地点から八九度一九分一九秒四・二九メートルの地点
- 34の地点 33の地点から一七七度五六分五三秒一・〇〇メートルの地点
- 35の地点 34の地点から八九度二七分一七秒一・八〇メートルの地点
- 36の地点 35の地点から三五九度五五分一九秒〇・九九メートルの地点
- 37の地点 36の地点から八九度三三分三九秒四・二九メートルの地点
- 38の地点 37の地点から一七八度〇三分一八秒一・〇〇メートルの地点
- 39の地点 38の地点から八九度二三分五八秒一・八〇メートルの地点
- 40の地点 39の地点から三五九度四三分三四秒一・〇〇メートルの地点
- 41の地点 40の地点から八九度一六分二秒四・二七メートルの地点
- 42の地点 41の地点から一七八度三四分〇四秒〇・九九メートルの地点
- 43の地点 42の地点から八九度二分〇七秒二・九〇メートルの地点
- 44の地点 43の地点から三五九度二三分五七秒一・〇二メートルの地点
- 45の地点 44の地点から三四九度四八分三六秒二・六八メートルの地点
- 46の地点 45の地点から九四度三九分三秒〇・九九メートルの地点
- 47の地点 46の地点から三度三〇分二六秒四八・一三メートルの地点
- 48の地点 47の地点から二八六度三三分〇九秒三・五七メートルの地点

(二) 面積

- 一四、五五四・五四平方メートル
- 二 免許の年月日及び番号
平成六年七月二十九日 指令港湾第三三九号
- 三 関係図書を閲覧できる市町
平生町
認可を受けた者
熊毛郡平生町大字平生町二一〇番地の一
平生町
平生町長 山田 健一
- 五 認可の年月日
平成十九年三月六日

山口県告示第百二十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき、防府駅てんじんぐち市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 市街地再開発組合の名称
防府駅てんじんぐち市街地再開発組合
- 二 施行地区
防府市栄町二丁目及び天神二丁目の各一部
事務所の所在地
防府市栄町二丁目五番一号
- 三 防府市栄町二丁目五番一号
- 四 設立認可の年月日
平成十六年二月三日
- 五 事業施行期間
平成十六年二月三日から平成十九年三月三十一日まで
- 六 変更の内容
事業施行期間を平成十六年二月三日から平成十九年九月三十日までとする。
- 七 変更認可の年月日
平成十九年三月十六日



(二一九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年三月十六日から同年七月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン長府ショッピングセンター

所在地 下関市長府外浦町三五四七の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
 株式会社
 株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	原田 昭彦		藤本 昭
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	"	"

四 届出年月日
 平成十九年三月六日

五 変更年月日
 平成十八年五月十七日

(二二〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年三月十六日から同年七月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン下松山田ショッピングセンター
 所在地 下松市大字山田一五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
 株式会社

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	原田 昭彦		藤本 昭
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	"	"

四 届出年月日
 平成十九年三月六日

五 変更年月日
 平成十八年五月十七日

(二二二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年三月十六日から同年七月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン柳井ショッピングセンター
 所在地 柳井市柳井一七四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
 株式会社
 株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義
 株式会社岩崎宏健堂 周南市福川三丁目一八番二二号 河戸憲一郎

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更前 原田 昭彦	変更後 藤本 昭
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更前 原田 昭彦	変更後 藤本 昭
届出年月日	平成十九年三月六日	届出年月日	平成十九年三月六日	届出年月日
変更年月日	平成十八年五月十七日	変更年月日	平成十八年五月十七日	変更年月日

四 届出年月日
平成十九年三月六日
変更年月日
平成十八年五月十七日

(二二二) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次
とあり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年三月十六日から同年七月十七日までの間、山口県商工労働部
商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小野田店

所在地 山陽小野田市大字東高泊一二五六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株 住 所 代表者の氏名

株式会社 兵庫県姫路市北条口四丁目四

コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁四〇の一 藤本 昭

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小
業を行う者の氏名又は名称 藤本 昭

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名称	変更前 原田 昭彦	変更後 藤本 昭
---	-----------------------------------	--------------	-------------

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更前 原田 昭彦	変更後 藤本 昭
届出年月日	平成十九年三月六日	届出年月日	平成十九年三月六日	届出年月日
変更年月日	平成十八年五月十七日	変更年月日	平成十八年五月十七日	変更年月日

四 届出年月日
平成十九年三月六日
変更年月日
平成十八年五月十七日

(二二三) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成
十八年十月三十一日山口県公告(五五八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山
口市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十九年三月十六日から同年四月十六日までの間、山口県商工労働部
商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供
します。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 新山口新幹線名店街

所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二四) 土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第百
九十五号)第四十八條第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、適当で
あると決定したので、同法第四十八條第九項において準用する同法第八條第六項の規定
により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦
覧に供します。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の内容
土地改良区の名称 施行地区 事業の種類
下関市豊田町土地改良区 宮の脇地区 ため池の整備
- 二 縦覧の期間
平成十九年三月十九日から同年四月九日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(二二五) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 土地改良事業を行つた者の名称又は氏名 事業の名称 工事着手時期 工事完了時期
- 萩市佐々並土地改良区 小木原地区 平成一七、五、三〇 平成一九、二、一六
- ため池の整備

(二二六) 県営伊上地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営伊上地区ほ場整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
県営伊上地区ほ場整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年三月十九日から同年四月九日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(二二七) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成十九年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(精密測地網高精度三次元測量)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、周南市、山陽小野田市、玖珂郡和木町、美祢郡美東町及び阿武郡阿武町

三 作業の期間

平成十八年六月十二日から平成十九年一月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業の地域

山口市、防府市、下松市、周南市及び阿武郡阿東町

三 作業の期間

平成十八年五月三十一日から平成十九年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年三月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年/月/日)

大島豊政会	黒田 壇豊	小原 勇	大島郡周防大島町大字家房1609	平成19、2、8
金福良則後援会	金福 良則	菊本 幸利	熊毛郡平生町大字佐賀3452の2	" " 22
兼本信昌後援会	兼本 文	堀尾 直美	玖珂郡和木町瀬田3丁目6番9号	" " 15
國井益雄後援会	深町 和彦	山崎 勲	下松市西柳2丁目5番4号	" " 7
山口県精神科病院政治連盟	吉田 延	水津 信之	光市島田5丁目3番2号	" " 14
山口小泉あきお会	山本 隆信	岩沼 光裕	若国市由宇町中央2丁目2番20号	" " 6

山口県選挙権者調査票交付区別二十号

短気領金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の賦課区別による区別であつた政治団体の運動事業は、次のとおりである。

平成十九年三月十六日

山口県選挙権者調査票交付区別二十号 櫻田 勉 印

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(年月日)
		新	旧	
自由民主党楠支部	代表者	山本 哲也	中野 洋	平成19、2、6
	会計責任者	" "	" "	
自由民主党徳山支部	代表者	有吉 典子	山上 雅弘	" " 5
	会計責任者	近間 純栄	近間 一義	" " 26
自由民主党山口県周南市第一支部	代表者	近間 純栄	山根 幹夫	" " 1、30
	会計責任者	藏成 幹也	" "	" " 2、9
あかさか輝雄後援会	代表者	岩国市由宇町神東1975	玖珂郡由宇町大字神東1975	" " 2、9
	事務所	岩国市由宇町神東1975	玖珂郡由宇町大字神東1975	" " 2、9

浅水てるあき後援会	"	下松市旗岡4丁目13番3号	下松市栄町3丁目4番6号	" " 14
荒川貴志後援会（貴政会）	"	柳井市新庄299の4	柳井市大字新庄299の4	" " 6
うっちゃん後援会	名称	うっちゃん後援会	きみちやん後援会	" " 1
	代表者	横山 静子	小林キタコ	" " 1
河北洋子後援会（風の会）	事務所	柳井市古開作1164の17	柳井市阿月2447	" " 9
河本千代子後援会	"	岩国市由宇町千鳥ヶ丘3丁目6番9号	玖珂郡由宇町千鳥ヶ丘3丁目6番9号	" " 8
近藤勲後援会	"	776の2 玖珂町	776の2 玖珂町	" " 9
佐原紀美子後援会	代表者	板垣 彰貞	河本 薫	" " 28
重宗紀彦後援会	"	重宗カツ子	古屋 広輔	" " 20
砂田正和後援会	事務所	下関市彦島江の浦町5丁目10番1号	下関市彦島江の浦町5丁目10番6号	" " 13
住み良い平生町を創生する会	"	熊毛郡平生町大字佐賀1985の2	熊毛郡平生町大字佐賀1985	" " 9
清神清後援会	代表者	埴 進	河村 等	" " 2
高井仁後援会	"	植木 孝明	三井 伍郎	" " "
田中晴美後援会	事務所	柳井市大島1449の1	玖珂郡大島町大字大島1449の1	" " 9
近間一義後援会	代表者	近間 純栄	近間 一義	" " 26
	会計責任者	" "	田中 勝彦	
TKC安倍晋三政経研究会	事務所	周南市若草町9番14号	周南市東山町12番40号	" " 23
	代表者	高崎 満幸	行本 康文	
二井せきなり由宇後援会	代表者	由木 隆二	前野 精一	" " 9
	事務所	岩国市由宇町岩港2丁目11番13号	玖珂郡由宇町4091の2	

西本敦夫を励ます会	代表者	吉田 博	西本 正男	"	2
はまおか蔵生後援会	事務所	下関市豊浦町豊洋台新町6000の116	下関市豊浦町大字室津下825の1	"	20
万代やすお後援会	"	美祿市東厚保町川東2015	美祿市東厚保町川東2867の1	"	13
平岡隆嗣後援会	会計責任者	井上アツミ	平岡 隆嗣	"	14
古木哲夫後援会	代表者	平岡 繁広	松本 政雄	"	9
堀本ひろし後援会	会計責任者	堀本由美	堀本 昌之	"	1
村上げいご後援会	事務所	宇部市野中5丁目1番60-3号	宇部市常盤台2丁目8番3号	"	20
村中洋後援会	会計責任者	山迫 健一	桐川 哲也	"	16
もり上げ哲也後援会	代表者	東條 正年	松村 康人	"	20
山口県生活衛生同業組合連合会政治連盟	会計責任者	本木 克典	杉原 健	"	1
"	代表者	小林 幹生	吉本 六一	"	"
"	会計責任者	藤田 敬彦	本木 克典	"	"
山口県日本共産党後援会	代表者	井町 幸雄	福江 俊喜	"	28
山下たかお後援会	"	本木万寿夫	秋本 弘	"	"
	会計責任者	酒井 幸治	本木万寿夫	"	23

山口県選挙権者数調査報告書(第11号)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による調査があつた解散選挙に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年三月十六日

山口県選挙権者数調査係長 櫻田 勉 同

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県周南市第一支部	近間 純栄	中川 宣夫	周南市東山町12番40号	平成18、12、31
石川よう子後援会	石川 元之	石川 公晴	岩国市錦町広瀬7877の13	" 10、"
磯部林久後援会	近道 正美	磯部 良枝	下松市大字河内1026の16	" 5、10
稲穂会	野稻 茂夫	佐々木一成	下関市山の田東町13番20号	" 12、11
今村武久後援会	石村 政記	照薦 宗視	美祿市東厚保町山中632の3	" 31
岩国政治経済研究会	沖本 旭	藤井 主昭	岩国市南岩国町4丁目59番18号	" "
上村雅子後援会	上村 雅子	青木 京一	" 中津町3丁目9番3号	" "
内田和夫後援会	内田 幸子	内田 真一	下関市豊田町大字鷹子333の2	平成19、2、5
大野隆嗣後援会	大野 広美	大野香代子	岩国市美川町南桑2179の2	" 9
片山隆昭後援会	片山 隆昭	古谷 順一	下関市豊浦町大字涌田後地608	平成18、12、31
兼沢和雄後援会	若竹 寿	兼沢 久子	" 豊浦町豊洋台2丁目1618の8	" 27
近藤まさき後援会	廣澤 克正	富士永暢子	" 豊浦町大字川棚1589の23	平成19、3
真田雄二後援会	真田 雄二	真田 正二	光市大字三輪899	平成18、12、31
清水晴夫後援会	河村 嘉作	中村 勝芳	周南市古泉1丁目11番17号	" 8、"
手嶋正勝後援会	大平 豪	兼本 岬	岩国市玖珂町5789の2	" 12、20
友松弘幸後援会	友松 弘幸	友松ミサ子	下関市長府古城町8番5号	平成19、2、"
長尾光之を励ます会	国清 菊枝	佐々木俊一	岩国市今津町3丁目4番19号	平成18、12、31
なかむら正美後援会	上岡 憲幸	中村 小町	" 周東町上久原862の5	" 1

中村 睿子 後援会	中村 睿子	加藤 茂樹	今津町4丁目11番9号	平成19年3月31日
野福茂夫後援会	中村 太郎	山根 進	下関市山の田東町10番16号	平成19年3月11日
松原一誠後援会	松原 一誠	松原 信子	岩国市錦町広瀬6706の1	平成19年3月31日
三上勝信後援会	三上 勝信	三上 範子	由宇町南5丁目3番1号	平成19年3月1日、20日
みぞ内早智子後援会	木佐木大助	大田 隆二	下関市大字富任655	平成19年2月、10日
村上希後援会	河村 隆央	前田 民雄	岩国市由宇町南5丁目6番21号	平成18年12月、31日
村上淳一後援会	村上 淳一	村上 徹	下関市豊北町大字阿川1839の2	平成19年2月、8日
村上庄市後援会	村上 庄市	山泉 泉	玖珂郡和木町和木3丁目12番20号	平成18年12月、30日
山縣純次後援会	山縣由利子	山縣由利子	下関市岬之町8番13号	平成19年3月31日

山口県選挙管理委員会告示第1211号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年三月十六日

山口県選挙管理委員会事務局長 栗田 勉 印

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備出年月日
		名	称			
黒田 壇豊	山口県議会議員	大島豊政会	大島郡周防大島町大字家房1809	黒田 壇豊	平成19年2月、8日	

山口県選挙管理委員会告示第1212号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十九年三月十六日

山口県選挙管理委員会事務局長 栗田 勉 印

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動の事項	異動の内容		備考（届出年月日）
				新	旧	
浅本 輝明	山口県議会議員	浅本てるあき後援会	事務所	下松市旗岡4丁目13番3号	下松市栄町3丁目4番6号	平成19年2月、21日
河谷 慎司	山口県議会議員	河谷慎司政治政策研究会	公職の種類	山口県議会議員	山口県議会議員	平成19年3月9日
堀本 浩司	下松市議会議員	堀本ひろし後援会	会計責任者	堀本由美	堀本 昌之	平成19年3月2日
村上 恵子	宇部市議会議員	村上けいこ後援会	事務所	宇部市野中5丁目1番60-3号	宇部市常盤5丁目8番3号	平成19年3月20日

山口県選挙管理委員会告示第1214号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた回頂第1号の総称による資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年三月十六日

山口県選挙管理委員会事務局長 栗田 勉 印

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考（資金管理団体でなくならなかった旨の届出年月日）
		名	称			
沖本 旭	岩国市議会議員	岩国政治経済研究会	岩国市南岩国町4丁目59番18号	沖本 旭	平成19年2月、9日	
友松 弘幸	下関市議会議員	友松弘幸後援会	下関市長府古城町8番5号	友松 弘幸	平成19年2月、23日	
三上 勝信	岩国市議会議員	三上勝信後援会	岩国市由宇町南5丁目3番1号	三上 勝信	平成19年3月20日	
村上 淳一	下関市議会議員	村上淳一後援会	下関市豊北町大字阿川1839の2	村上 淳一	平成19年3月9日	
村上 庄市	和木町議会議員	村上庄市後援会	玖珂郡和木町和木3丁目12番20号	村上 庄市	平成19年3月20日	

山口県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定の例による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年三月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

資 金 管 理 団 体 名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日	備 考
近間一義後援会	周南市若草町9番14号	近間 純栄	平成18、5、20	資金管理団体の届出を した者の死亡に伴つて、 資金管理団体の種類は山 口県議会の議決により、 近間一義後援会と改称し たことによるものである。

平成十九年三月十六日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）